

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 老人ホームの入居一時金の返還金

**Q** : 父が亡くなり、入居していた老人ホームから入居一時金の返還金を受け取りました。この返還金は相続税の対象になりますか？

**A** : 相続税の対象になるとの判決が出されています。

### 【解説】

老人ホームの入居者が死亡したことにより受け取る入居一時金の返還金は、相続財産になるとした判決があります。

このケースは、老人ホームに入居する者の想定居住期間を15年とし、その期間に入居者の一方の死亡等によって契約が終了した場合は、他の入居者や返還金受取人に対し、入居経過年数に応じた入居一時金等が返還されるという内容のものでした。

判決では、被相続人が契約した老人ホーム入居契約は、被相続人らの自由な意思でいつでも契約解除でき、入居契約が解約された場合は返還金が支払われるという特約付きの入居契約であると認定したうえで、契約の解約に伴って、入居一時金等の一部を返還するという契約内容になっているからには、被相続人らには、入居契約の締結日時点において契約に定める老人ホームの居室等を終身にわたって利用して各種のサービスを楽しむ権利とともに、同人らの死亡、解約権の行使を停止条件とする金銭債権が生じていると認めるのが相当であるとして、相続財産に該当するとの判断を下しています。

